

IDEACONSULTING

News Letter

税理士法人アイデアコンサルティング

Contents

- 1 Prologue
プロローグ
- 2 3 Information
年末調整
- 4 Team Profile
新人紹介
- 4 Message
代表からのあいさつ

IDEACONSULTING
TEAM
PROFILE
18

NEW

新人紹介

アイデアコンサルティングに
入社した新人を紹介します。
やる気あるフレッシュな彼らに
社内もより一層活気づいています。
これからの成長を期待してください。

[1] 中村 聖奈

出身：長野県 趣味：ゴルフ

初めまして、中村聖奈と申します。
総合住宅メーカー、会計事務所を経て、アイデアコンサルティングに入社致しました。プロゴルファーをサポートするプロキャディのように、お客様と一緒に悩み、考え、信頼されるパートナーになれるよう努めて参りたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

[3] 草野 美紅

出身：福島県 趣味：食べること・化粧品

初めまして。草野美紅と申します。
社会人経験が浅く、何かと至らぬ点が多いと思いますがいち早くお客様のお役に立てるよう常に笑顔で精一杯努めてまいります。よろしく願い致します。

[2] 松浦 岳

出身：大阪府 趣味：お酒

初めまして。松浦岳と申します。前職は証券会社で営業をしていました。業界未経験で至らない点も多いと思いますが、少しでも早くお客様に喜んでもらえるよう、日々努力してまいりますのでよろしくお願い致します。

[4] 原田 誠也

出身：東京都 趣味：ツーリング

初めまして、原田誠也と申します。
建築業、会計事務所を経て、当社に入社いたしました。まだ、会計事務所での歴は浅く至らない点多々あるかと存じますが、お客様のお役に立てるよう日々努力して参りますのでどうぞよろしくお願い致します。



代表からのあいさつ



今回も弊社事務所通信をお読みいただき、どうもありがとうございます。
緊急事態宣言も明け、街中は徐々に日常に戻つつありますが、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか？
弊社として、今年後半のトピックは、なんといっても事務所の引越し。
恵比寿、高田馬場、渋谷東と都内3箇所に点在していた拠点を、先月に恵比寿ガーデンプレイスタワー1箇所に集約いたしました。
恵比寿ガーデンプレイスといえば、私が学生時代にできた、当時のおしゃれスポット。

その頃よりは街も私もだいぶ変わってしまいましたが、おかげさまでより良い環境で仕事をさせていただいております。
当然ではございますが、お客様はもとより、弊社に関わりある方々によりよいサービスを提供できるようにという移転ですので、さらに日々精進して皆様に還元させていただきたいと思っております。
近くにお越しの際は、ぜひ遊びに来てください。
大変な1年だった今年も残り僅かになりましたが、悔いのないように過ごしていきたいですね。

伊東 大介 いとうだいすけ
45歳 血液型 O型

出身/神奈川県横浜市
趣味/仕事・お酒・読書・ダイエット

好きな言葉/ピンチはチャンス、チャンスはチャンス
好きな食べ物/麻婆豆腐・みそラーメン

仕事におけるモットー/スピード・スピード・スピード
お客様に一言/お客様の立場にたってサポートします!!

Prologue

年末調整

秋空が高く澄み渡り、冬が駆け足で近づいているようですが、皆様にはいよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。
今回は、年末調整についてご案内いたします。

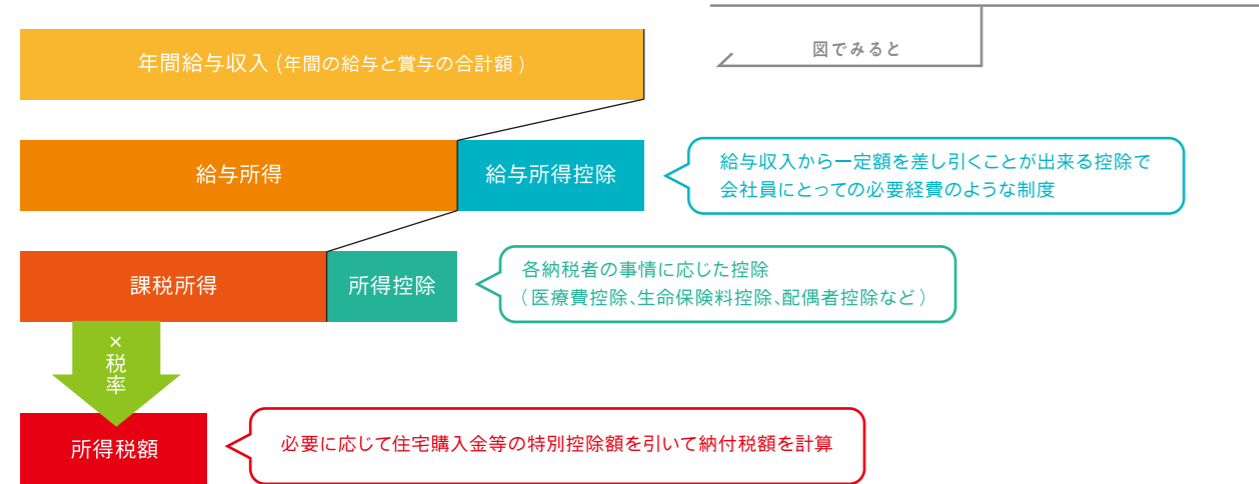
INFORMATION

年末調整とは

会社が従業員に支払った1年間の給与・賞与から源泉徴収をした所得税等の金額が、本来納めるべき年間の税額と一致しているか確認し、過不足を調整する手続きを「年末調整」といいます。毎月の給与から源泉徴収されている所得税は扶養親族を基に概算

で天引きされています。年末調整では下図の仕組みの流れで正しく年税額を計算します。この計算の結果、毎月源泉徴収された税額と正しく計算された年税額の差分が還付もしくは給与から徴収されます。

図1 年税額の計算方法 (国税庁HPより一部抜粋)



給与所得と給与収入

給与所得は給与収入とは異なった意味なので注意が必要です。下図の給与等の収入金額から給与所得控除額を引いた金額を給与所得と言います。

$$\text{給与等の収入金額} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得}$$

図2 令和2年分以降、給与所得控除額の計算方法 (国税庁HPより)

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%−100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000 (上限)

年末調整で必要な提出書類

年末調整事務において、近年、税制改正に伴う様式の改訂によって記載事項がより複雑になりました。税務署から適用の是正などの指摘を受ける事がないよう従業員への注意喚起と提出書類のチェックをしましょう。

A

1. 基礎控除申告書
2. 配偶者控除等申告書
3. 所得金額調整控除申告書

ポイント：従業員によって記入すべき申告書が異なります。：基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書は1枚の兼用様式になります。

A-1：基礎控除申告書

- 年末調整の対象者は必ず提出します。 ● 給与収入と所得金額を記入します。(図2参照)
- 所得者の合計所得金額に応じて最大48万円が控除されます。

A-2：配偶者控除等申告書

- 提出は任意です。配偶者控除又は配偶者特別控除を適用する方は提出します。
- 配偶者の氏名、収入金額、所得金額を記入します。
- 控除額は給与所得者本人と配偶者の所得金額に応じて変動します。
- 年末調整の申告書を提出する時期でまだ12月分の給料・賞与が確定していない場合の収入金額を求めるには、1月から11月に支給された給与賞与の明細書に記載された金額を合計して、さらに12月の給与の見積額を加算することで年収の見込額を求めることができます。

A-3：所得金額調整控除申告書

- 提出は任意です。令和2年分から新しくできた制度です。給与の収入金額が850万円を超える人が、23歳未満の扶養親族を有する場合や、本人、又は扶養親族や同一生計配偶者が特別障害者である場合に適用される控除です。
- 要件、扶養親族等、特別障害者の事実関係を記入します。
- 控除額の計算は会社が行うため、従業員が計算する必要はありません。

B

扶養控除等申告書

- 提出は任意です。扶養親族控除を適用する方は提出します。扶養親族の収入103万円(所得48万円以下)が対象です。
- 扶養親族の氏名、生年月日、住所などの情報を記入します。 ● 控除額は扶養親族の年齢や状況によって変動します。
- 年初に従業員から提出を受けていますが、年の途中で入社したなどで提出のない従業員については、必ず提出が必要です。

C

保険料控除申告書

- 提出は任意です。生命保険料控除や地震保険料控除などを受ける人が提出します。
- 控除証明書に基づいて保険会社名などの内容を記入します。また提出時に保険会社の控除証明書等の添付が必要です。
- 控除額は保険の区分によって変動します。 ● 控除対象となる生命保険や地震保険の保険料は本人が支払ったものに限られます。

令和3年の改正書類の押印義務の見直しについて

- 改正前は税務書類を税務署等に提出する場合には押印が必要でした。
- 改正後は担保提供関係書類及び財産の分割の協議に関する書類を除いて押印は不要となります。このため、扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、押印する必要はありません。年末調整関係書類も、令和3年分から@が様式から削除されています。

今回は以上となります。最後までお読み頂きありがとうございました。
何か気になること等ございましたらご遠慮なく弊社担当者までご相談頂ければと思います。